

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年五月九日

秋田県教育委員会教育長 安田 浩幸

秋田県教育委員会規則第十二号

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与等に関する規則（昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（扶養親族の範囲） 第五十七条 条例第十四条第二項に規定する他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている者（以下「扶養親族」という。）には、次に掲げる者は含まれないものとする。 一・二 略 （条例別表第五に掲げる地域に在勤する職員との権衡上必要があると認められるものの基準等） 第七十条 条例第二十四条第一項第二号（一）の規則で定める基準は、公署の所在地の月の平均気温の最低値（過去三十年間の各月の平均気温であつて、気象庁が発表する数値をいう。）が摂氏零度以下であり、かつ、その所在地の月の最深積雪の最大値（過去三十年間の各月の平均積雪深（十二月から翌年三月までのものに限る。）のうち、気象庁が発表する数値をいう。以下この項において同じ。）が十五センチメートル以上であること、又は公署の所在地の月の最深積雪の最大値が八十センチメートル以上であることとする。 2 条例第二十四条第一項第二号（三）の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第	（扶養親族の範囲） 第五十七条 条例第十四条第二項に規定する他に生計の途がなく主として職員の扶養を受けている者 には、次に掲げる者は含まれないものとする。 一・二 略 （秋田県との権衡上必要があると認められる地域） 第七十条 条例第二十四条第一項第二号の規則で定める地域は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）別表に掲げる地域（秋田県内の地域を除く。）とする。

二百号) 別表に掲げる地域(秋田県内の地域を除く。)に在勤する職員

二 勤務場所(公署以外のものをいう。)が前項の基準に適合すると認められる職員(前号の職員を除く。)

(寒冷地手当の額)

第七十一条 条例第二十四条第二項の表の規則で定める額は、前条第二項第一号の職員にあつては次の表に掲げる地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同項第二号の職員にあつては地域の区分を四級地として基準日における世帯等の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる額とする。

(表 略)

2 基準日において条例第二十四条第一項各号に掲げる

職員(以下この項及び第七十三条において「支給対象職員」という。)が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、条例第二十四条第二項の規定による額を無給休職者等(第六十九条各号に掲げる職員をいう。以下この項において同じ。)又は有給休職者(条例第二十六条第二項、第三項又は第五項の規定により寒冷地手当を支給される職員をいう。以下この項において同じ。)に該当した月の現日数から条例第二十八条の二第一項、第二十八条の三及び第二十八条の四第一項の規定に基づく週休日並びに同条例第二十八条の二第三項及び第二十八条の四第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算して得た額とする。

一 四 略

(世帯主)

第七十二条 条例第二十四条第二項の表及び前条第一項の表の世帯主である職員とは、主としてその収入によつて世帯の生計を支え

(寒冷地手当の額)

第七十一条 条例第二十四条第二項の表の規則で定める額は、
次の表に掲げる地域の区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、

同表に掲げる額とする。

(表 略)

2 基準日において条例第二十四条第一項各号に掲げる地域に在勤

する職員(以下「支給対象職員」という。)が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、条例第二十四条第二項の規定による額を無給休職者等(第六十九条各号に掲げる職員をいう。以下同じ。)又は有給休職者(条例第二十六条第二項、第三項又は第五項の規定により寒冷地手当を支給される職員をいう。以下同じ。)に該当した月の現日数から条例第二十八条の二第一項、第二十八条の三及び第二十八条の四の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算して得た額とする。

一 四 略

(世帯主)

第七十二条 条例第二十四条第二項の表及び前条第一項の表の世帯主である職員とは、主としてその収入によつて世帯の生計を支え

ている職員で次に掲げるものをいう。 一 職員の配偶者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているもの及び扶養親族を有する者 二 前号に掲げる者以外の者であつて、居住のため、一戸を構えている者又は下宿、寮等の一部屋を専有している者	ている職員で次に掲げるものをいう。 一 条例第十四条第二項に規定する扶養親族を有する者 二 扶養親族を有しないが、居住のため、一戸を構えている者又は下宿、寮等の一部屋を専有している者
--	--

附 則

- 2 1 この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する規則の規定は、令和七年四月一日から適用する。